



最高裁秘書第 2632 号

平成 29 年 6 月 8 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

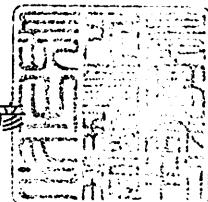
諮問番号 平成 29 年度（最情） 諮問第 26 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03-3264-8330（直通）

平成29年6月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

6月5日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、苦情の申出をする」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

最高裁判所裁判官が退官するときの事務手続が書いてある文書（最新版）

##### (2) 最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、5月12日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断は、本件開示申出に係る文書について「作成又は取得していない。」として不開示としたものである。

イ 本件開示申出書記載の「最高裁判所裁判官が退官するときの事務手続が書

いてある文書（最新版）」とは、最高裁判所判事の退官日及び近接する二、三日間に行われる最高裁判所判事退官に伴う諸行事に関する事務手続を記載した文書を指すものと考えられる。

ウ 最高裁判所判事の退官に伴う行事として挨拶回りを実施した例があるが、挨拶回りは、担当部署において退官する最高裁判所判事の意向を確認した上で、実施の有無、内容及びスケジュールを確定しているところ、これらの確定は、口頭での確認により行っているものであり、これらの事務手続に関する司法行政文書は作成していない。ただし、この実施事務を担当する係員が、日時や連絡先等を書き込んだメモを作成していることはあるが、このメモは、当該係員限りで利用し、その保存及び廃棄についても当該係員個人の判断により行っているため、当該メモは、司法行政文書に該当しない。加えて、他に退官行事として実施している事務はないことから、司法行政文書は作成していない。

また、退官行事に関連して他の機関から文書を取得してもいない。

エ 以上のことより、本件開示に係る文書はそもそも作成取得しておらず、対象となる司法行政文書を「作成又は取得していない。」とした原判断は相当である。